

第1回 広陵町障がい者施策推進協議会 議事録

日時 令和5年7月28日(金) 13:30～

場所 広陵町総合保健福祉会館

「さわやかホール」4階大会議室

次 第

1. 町長あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 案件

- ・ 広陵町障がい者施策推進協議会について（資料1）
- ・ 広陵町障がい者計画等の概要説明及び現行計画の達成状況について
（資料2、資料3）
- ・ アンケート調査について（資料4）
- ・ 今後のスケジュールについて（資料5）

4. その他

議事要約

1. 町長あいさつ

【事務局】

令和5年度第1回広陵町障がい者施策推進協議会を開催いたします。はじめに、町長よりご挨拶申し上げます。

【町長】

ご多用にもかかわらず、広陵町障がい者施策推進協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の任期が7月31日で満了となっておりますが、引き続きご就任を了承いただき、3年間のご協力を賜りますことに重ねて御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

今年度は令和5年度を計画期限としております広陵町障がい者計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画の実績を検証いただくとともに、令和6年度からの新しい計画を策定いただくため、委員の皆さまからご意見・ご提案を賜る中、障がい者・障がい児が安心して暮らせるまちの実現をどう進めていくべきかについて議論いただきたいと思います。

障がい者・障がい児を取り巻く社会環境は様々な今日までの取り組みにより理解も深まってきたことも事実ではございますが、まだまだ課題は多いと思われまます。町の担当者も様々な研究・調査を行っておりますが、施策ごとに担当が分かれているというのも現状で、そういったことにも悩みを抱えているわけではございます。障がいのある方の一生を通じた相談支援体制の役場としてのあり方につきましても、この会議を通してご提案いただければ有り難いと思ひます。今年度は会議の回数も多くお願いすることになりますが、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、委員の皆さまをご紹介します。

～委員の紹介～

【事務局】

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

～事務局の紹介～

【事務局】

では、ここで町長が公務のため、退席させていただきます。

～町長退席～

2. 会長あいさつ

【事務局】

続きまして、会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

【会長】

前回に引き続き、会長という重責を担うこととなりました。

何分にも不慣れで、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、皆さま方のご協力を得て、つつがなく進行してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。本協議会につきましては、会長による進行となっておりますので、以後の進行は会長に一任します。よろしく申し上げます。

3. 案件

【会長】

それでは議事進行させていただきます。案件の説明を事務局よりよろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、配布資料に基づき説明いたします。

○資料1「広陵町障がい者施策推進協議会について」に基づいて説明

○資料2「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定概要」に基づいて説明

○資料3「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標達成状況について」に基づいて説明

○資料4「福祉に関するアンケート調査について」に基づいて説明

○資料5「計画策定スケジュール」に基づいて説明

【会長】

只今の説明について、ご質問等ありましたらお願いします。

【A委員】

アンケートの対象が町内在住の手帳所持者となっている。しかし、障がい児については学齢期に

達するまで福祉サービス受給者証のみで療育手帳を取得していないケースがほとんどである。そうになると、その年代の障がい児を持つ保護者の意見は反映されにくく、そこを把握するための工夫が必要ではないかと思った。問3で所持している手帳の種類を尋ねているが、ここに載っている3種類だけではなく、先ほど言った福祉サービス受給者証も含められないか。

【事務局】

おっしゃるとおり、障がい児は療育手帳を所持していないケースがほとんどですので、そのお子さんも含んだ形での調査方法を検討したいと思います。

【B 委員】

委員がおっしゃったとおり、受給者証のみでサービスを受けておられるお子さんがほとんどだと思うが、そういう場合は問3の「持っていない」という選択肢に○を付けるのではないか。それで手帳を所持していないケースにも対応できるのではないかと感じた。

【事務局】

アンケートの対象者に関しては、検討し直したいと思います。

【C 委員】

地域生活支援拠点等整備の実績が0であるが、どういう理由でまだ出来ていないのか。

【事務局】

これまで、自立支援協議会単位では緊急時の受け入れ先というところを優先し、3市1町管内の入所支援施設に地域生活支援拠点を設けてもらうのがよいのではないかと当初考えておりました。入所支援施設であれば、どんな障がいにも対応していただけたらと思っています。ただ、施設によって拠点に対する考え方が違っていて、身体障がいであれば受け入れ可能、緊急時の連絡先を確保してほしいなど、事業所によって意見がばらばらでした。そこで考え直したところ、地域生活支援拠点が必要となる対象者というのは、重度ではなく軽度・中度の方ではないかと思いました。重度の方については、ほとんどの場合が短期入所の決定ですので、そのサービスで賄えます。したがって、拠点が必要なのは短期入所のサービスを受けられないことが多い軽度・中度の方かと思われます。この議論を自立支援協議会単位で進めると意見がなかなかまとまらないところがありましたので、協議会とは切り離し、今後は3市1町か、あるいは広陵町独自で考えていくのかという辺りで話を詰めてまいります。

【C 委員】

地域生活支援拠点を何年までに整備しなければならないというようなことはあるのか。

【事務局】

本来は令和5年度末ですが、全国的にもなかなか進んでいません。今回の計画で再掲し、努力義務とされているのですが、広陵町では絶対的な義務として障がい福祉計画の3年間で設置を進めていきたいと考えております。

【C 委員】

地域生活支援拠点の整備に関する会議の委員に障がい者団体が入っていないと聞いている。地域

生活支援拠点の整備は誰のために行うものかと考えると、当然障がい者団体も委員として入るべきであるし、当事者も加えてほしい。本人抜きで話し合うなど考えられないと国連でも言われている。

3市1町の自立支援協議会は行政が主体となっている。そういう中、地域間で福祉サービスに差があるのはおかしい。特に医療面で格差がある。広陵町の場合、療育手帳Aの方は結果的には500円で済むが、Bの方は3割負担。これに対し、香芝市ではA、Bの方とも500円で済む。また、Bの方の障がい年金は6万5千円しかないが、Aの方は重度加算を入れれば10万円ぐらいある。Bの方は軽度なので、買い物に行きたいなどの要望があるが、年金が6万5千円では生活が苦しい。うちのグループホームの家賃は1万円に抑えているが光熱費等も要る。6万5千円でどうやって生活できるのか。親亡き後にどこへ生活費を頼れるのか。Bの方で持病があり通院中の方もおられるが、生活困窮により通院回数を減らしていることも多い。障がい者施策の根本を直し、格差も是正してほしい。医療については市町村の決議でできる。「やさしいまち」をスローガンとして掲げている広陵町であるならば、それに沿って施策を進めるべき。計画を立てるのであれば、地域生活支援拠点の整備を最初に行い、みんなが等しくサービスが受けられる状態にしてもらいたい。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございました。地域生活支援拠点に関しては、先ほど申したとおり協議会と切り離して考えていくわけですが、仮に町単独で整備を行っていくとなった際には、もちろん地域の事業所の皆さまや当事者の方のご意見も伺いながら進めていく所存でございます。

【D委員】

アンケートの話に戻るが、前提として、発達障がい児がどれだけいるのかという把握はできているのか。身体、知的と違い手帳を取得していないケースも多く、また、専門家によっても意見が異なるため、判断が難しい。

この計画の担当課は社会福祉課であるが、子どもに関わる部署との連携はできているのか。相談を受けた場合、その受けた部署だけでストップするのではなく、横断的な体制が必要であると思う。

【事務局】

発達障がいのお子さんの把握についてですが、現状、障がい児のサービス決定というのが、手帳を所持している、もしくは医師の診断書があることで、サービスを受けておられれば、その中で発達障がいのお子さんの把握は一定できるかと思います。

横の連携についてですが、社会福祉課、こども課、子育て総合支援課、保健センターが子どもに関する部署になります。この4部署の連携が取れているかと問われれば、必ずしもそうではないと答えざるを得ません。例えば最初に発達障がいの可能性のあるお子さんと接触するのは乳幼児健診を担当するけんこう推進課ですが、全ての保健師や看護師が社会福祉課につなげるのかとなると、実際のところそうではないと思います。福祉サービスや制度の知識がある者でないと、つなぎきれないのが現状だからです。以前、社会福祉課にいた保健師が今けんこう推進課に配置されており、彼女は障がい福祉に詳しいので対象者を拾ってつなげようとしてくれていますが、やはり一人の力では無理があります。ですから、他の保健師にも制度やサービスについて勉強してもらう必要があ

と思います。子育て総合支援課にも保健師はいますが、ケースワーカーのような仕事も担当することは難しいかと感じております。子育て包括支援センターでお子さんに関する悩み相談に対応しているのですが、そこのつながりも含め、部内全体で考えていく必要があります。相談体制をどう構築していくかと考えたとき、果たして今の状態で横の連携がうまくいくのか、組織を変えることなども模索する必要があるのではないかという辺りについても今後話をしていきたいと思いません。

【D 委員】

この4月からこども家庭庁が発足した。そして、児童福祉法が改正され、こども家庭センターを全国の自治体に設置することが検討されている。広陵町では既に開設されているので、そこを起点に横の連携を図っていくのもよいのではないかと思う。

【E 委員】

こども家庭センターの件であるが、国は全市町村での設置をめざしている。本町では去年4月に先立って子育て家庭総合相談センターを設置した。子どもの発達等に関する悩みに対応し、支援につなげていくような組織である。昨年4月に出来たばかりで、あまり機能していない部分もあるが、この総合相談センターとこども家庭庁を中心に子育て支援を進めていきたいと思っている。

【B 委員】

アンケートの間 24（1）23 番の意思疎通支援というのは手話通訳のことか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。意思疎通支援事業とは、基本的には難聴の方に手話通訳士が同行する支援事業となっています。

【B 委員】

このサービスを利用されている方はご存じだと思うが、そうでない方は分からないかもしれない。

【事務局】

難聴の方で手話ができる方もいらっしゃれば、補聴器があれば意思疎通できる方もおられます。基本的には、手話を通して意思疎通を図ることを中心とされている方がこのサービスを利用されていると思います。

【会長】

他にご質問等よろしいですか。それでは、本日の議事を終了します。

【事務局】

2回目以降の日程に関しましては、調整のうえ、またご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

以上